

## 役員協賛金手数料規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本フットサル連盟（以下、「本連盟」という。）の役員が協賛金の募集活動を行った場合における、本連盟から当該役員に対する手数料（以下、「手数料」という。）の支給に関する事項を定めることにより、協賛活動の推進と透明性確保を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において「協賛金」とは、本連盟の活動に賛同し、金銭的支援を申し出た個人または法人からの寄付・協力金をいう。

2 この規程において「役員」とは、定款第6章に定める役員としての理事及び監事をいう。

## (対象者)

第3条 協賛金募集における手数料支給の対象は、本連盟の役員個人とする。ただし、本連盟の役員として、月額役員報酬を支給されている者は、対象に含まれないものとする。

## (手数料の額)

第4条 役員が直接募集した協賛金に対し、本連盟は以下の要領で手数料を支給する。

- (1) 協賛金総額の10%を手数料の金額とする
- (2) 手数料は協賛金が入金されたことを確認のうえ、支給される。
- (3) 手数料は役員等の報酬及び費用に関する規程第5条における年額報酬に含まれない。

## (手数料の支払時期)

第5条 手数料は原則として、協賛金の入金確認後、速やかに支給する。ただし、本連盟と役員との合意により、会計年度末における一括精算とすることもできる。

## (禁止事項)

第6条 以下の場合には手数料を支給しないものとする。

- (1) 支給対象者である役員が募集に際して虚偽または誤解を招く説明を行った場合
- (2) 支給対象者である役員が本連盟の名誉・信用を毀損した場合
- (3) その他、理事会が不相当と判断した場合

## (報告義務)

第7条 事務局は以下の事項が確定した後、10日以内に役員全員に対して報告するものとする。

- (1) 協賛者の氏名・名称
- (2) 協賛金の金額
- (3) 入金日
- (4) その他必要事項

## (改廃)

第8条 この規程の改正または廃止は、評議員会の決議によって行う。

## 附則

本規程は、令和7年7月1日から施行する。